

第137期 定時株主総会および 普通株主様による 種類株主総会招集ご通知



日 時

平成29年6月27日(火曜日)午前10時

場 所

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール

議 案

【第137期定時株主総会】

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

- 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
- 第2号議案 ▶ 株式併合の件
- 第3号議案 ▶ 定款一部変更の件
- 第4号議案 ▶ 取締役8名選任の件
- 第5号議案 ▶ 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度の導入の件

<株主提案(第6号議案および第7号議案)>

- 第6号議案 ▶ 取締役7名解任の件
- 第7号議案 ▶ 監査役4名解任の件

第6号議案および第7号議案は一部の株主さまからのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

【普通株主様による種類株主総会】

- 第1号議案 ▶ 株式併合の件
- 第2号議案 ▶ 定款一部変更の件



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて一。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

CONTENTS

招集ご通知

■招集ご通知 2

■株主総会参考書類 5

【第137期定時株主総会】

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役8名選任の件

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

<株主提案(第6号議案および第7号議案)>

第6号議案 取締役7名解任の件

第7号議案 監査役4名解任の件

【普通株主様による種類株主総会】

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

■事業報告 34

1. 当行の現況に関する事項
2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項
3. 社外役員に関する事項
4. 当行の株式に関する事項
5. 当行の新株予約権等に関する事項
6. 会計監査人に関する事項
7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
8. 業務の適正を確保する体制

■計算書類 59

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

■連結計算書類 62

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

■監査報告書 65

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

株主各位

高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
取締役頭取 森下勝彦

招集し通知

第137期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当行第137期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

本定時株主総会には、第2号議案として「株式併合の件」を、第3号議案として「定款一部変更の件」をそれぞれ議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第1項第2号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、折返しご送付賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール
3. 目的事項

【第137期定時株主総会】

- 報告事項
- 1) 第137期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 2) 第137期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

<株主提案（第6号議案および第7号議案）>

- 第6号議案 取締役7名解任の件
- 第7号議案 監査役4名解任の件

第6号議案および第7号議案は一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のものほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたします。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
・
計算書類

監査報告書

議決権の行使についてのご案内

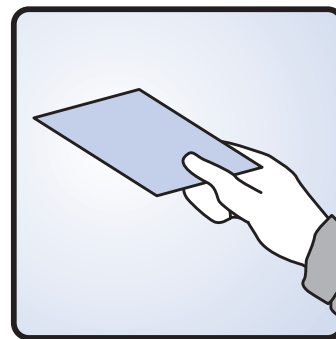
下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いします。

株主総会に出席

1

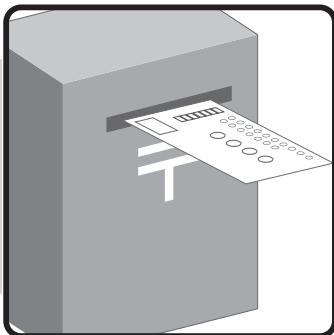


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



議決権行使書の郵送

2



同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月26日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。



議決権行使書のご記入にあたってのご注意

本定時株主総会におきましては、株主さま（1名：議決権の数310個）より、株主提案権の行使（以下「株主提案」といいます。）に関する書面を受領いたしております。その内容は、「株主総会参考書類」の24ページから32ページに第6号議案および第7号議案として記載しております。

別紙に、議決権行使書により議決権を行使される場合のご記入方法をわかりやすくご説明することを目的として、議決権行使書への賛否の代表的なご記入例をご紹介します。

当行取締役会としては、それぞれの株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

当行取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙の右片を切離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

議決権行使書

株式会社高知銀行 御中

株主番号

(切取線)
議決権行使例数

個

私は、平成29年6月27日開催の執行第137期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。平成29年6月 日

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

定時株主提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号/下の候補(者を除く)	第5号議案
賛	賛	賛	賛		賛
否	否	否	否		否

種類株主提案	第1号議案	第2号議案
賛	賛	
否	否	否

株主提案	第6号/下の候補(者を除く)	第7号/下の候補(者を除く)
賛		賛
否		否

(ご注意)
○「株主提案」につきましては、当行取締役会はそのいずれにも反対しております。第6号議案以下につき、「株主提案」に賛成の場合は「賛」、当行取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
○各議案につき賛否の表示がない場合は、「会社提案」については「賛」、「株主提案」については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株式会社高知銀行

切取線

お願い

- 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- 第4号議案、第6号議案および第7号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。

株式会社高知銀行

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

第137期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金1円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は152,333,298円となります。

当行第1種優先株式1株につき金1円54銭8毛といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は115,560,000円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当行普通株式1株につき金2円50銭、当行第1種優先株式1株につき金2円56銭8厘となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 ▶ 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、第3号議案「定款一部変更の件」において、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更することをご提案させていただいておりますが、これに伴い、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を1株に併合いたしたいと存じます。また、あわせて、第1種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、第3号議案「定款一部変更の件」において、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更することをご提案させていただいておりますが、これに伴い、10株を1株に併合する株式併合（以下普通株式および第1種優先株式の株式併合をあわせて「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式および第1種優先株式

(2) 併合の割合

普通株式および第1種優先株式のいずれについても、10株につき1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

- (4) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数
4,090万株

3. その他

本株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること、ならびに、平成29年6月27日開催予定の普通株主さま、第1種優先株主さまによる各種類株主総会において、本株式併合に関する議案および第3号議案「定款一部変更の件」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、普通株式および第1種優先株式のいずれについても、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 ▶ 定款一部変更の件

1. 変更の理由

上場する企業である当行は、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一すると全国の証券取引所の取組みの趣旨を尊重し、普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に変更するとともに、第1種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、その単元株式数を100株に変更するものであります。また、第2号議案に係る本株式併合による普通株式および第1種優先株式の発行済株式の総数の減少を勘案して、当行定款第6条に規定される普通株式および第1種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、平成29年10月1日をもって削除するものといたします。

また、本変更は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されること、ならびに、平成29年6月27日開催予定の普通株主さま、第1種優先株主さまによる各種類株主総会において、第2号議案「株式併合の件」に関する議案および本定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、400,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>400,000,000株</u></p> <p>第1種優先株式 <u>400,000,000株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当銀行の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>40,900,000株</u></p> <p>第1種優先株式 <u>40,900,000株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当銀行の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>2. 第6条および第7条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>

第4号議案 ▶ 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号1

もり した かつ ひこ
森 下 勝 彦 （昭和29年2月5日生）

取締役在任年数 11年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 (当事業年度)23回/23回(100%)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 49,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月	当行入行	平成18年6月	当行取締役経営統括部長委嘱
平成10年4月	当行審査部主任審査役	平成19年11月	当行常務取締役
平成11年9月	当行本店営業部貸付一課長	平成20年4月	当行専務取締役
平成13年4月	当行本店営業部貸付グループ長	平成24年4月	当行取締役頭取
平成14年6月	当行今治支店長	平成29年4月	当行取締役頭取
平成15年6月	当行経営統括部グループ長		監査部担当(現任)
平成17年6月	当行経営統括部長		

取締役候補者の選任理由

森下勝彦氏は、平成24年以来、当行の取締役頭取を務めており、経営・業務の改革を実践するなど当行のコーポレートガバナンス向上に大きく貢献しております。これまでの豊富な経験および実績から、当行の経営に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者としました。

候補者番号 2

和田 廣男

(昭和33年2月16日生)

取締役在任年数 6年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 (当事業年度)23回/23回(100%)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 28,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月	当行入行	平成21年9月	当行経営統括部長
平成14年4月	当行経営統括部主任業務役	平成23年6月	当行取締役経営統括部長委嘱
平成17年6月	当行経営統括部グループ長	平成25年6月	当行常務取締役
平成20年4月	当行市場金融部グループ長	平成29年4月	当行常務取締役営業本部長委嘱
平成21年4月	当行経営統括部付部長		営業本部担当(現任)

取締役候補者の選任理由

和田廣男氏は、市場金融部グループ長、経営統括部長、常務取締役等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。これまでの経験および実績から、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号 3

海治 勝彦

(昭和35年7月24日生)

取締役在任年数 3年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 (当事業年度)23回/23回(100%)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 48,350株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月	当行入行	平成26年6月	当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱
平成16年4月	当行融資統括部主任業務役	平成26年9月	当行取締役経営統括部長委嘱
平成18年1月	当行経営統括部主任業務役	平成28年4月	当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱
平成19年4月	当行経営統括部グループ長		
平成23年4月	当行東京支店長	平成29年4月	当行常務取締役
平成25年5月	当行経営統括部付部長		総務部・融資統括部・与信管理部・市場金融部担当
平成26年4月	当行コンプライアンス統括部長兼経営統括部付部長		(現任)

取締役候補者の選任理由

海治勝彦氏は、東京支店長、経営統括部長、コンプライアンス統括部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。これまでの経験および実績から、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

招集ご通知

候補者番号4

さんの みや まさ こ
三宮 昌子

(昭和32年5月13日生)

取締役在任年数 2年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 (当事業年度) 23回/23回(100%)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 36,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年4月	当行入行	平成22年7月	当行営業統括部グループ長
平成15年4月	当行横浜ニュータウン支店長	平成24年4月	当行ローン業務部グループ長
平成17年9月	当行南国支店長	平成25年5月	当行ローン業務部長
平成18年11月	当行事務統括部主任業務役	平成26年9月	当行コンプライアンス統括部長
平成20年9月	当行経営統括部主任業務役	平成27年6月	当行取締役監査部長委嘱
平成21年9月	当行営業統括部主任業務役	平成29年4月	当行取締役事務システム部長委嘱(現任)

取締役候補者の選任理由

三宮昌子氏は、営業店長、ローン業務部長、コンプライアンス統括部長、監査部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。これまでの経験および実績から、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号5

なる せ ひろし
成瀬 洋

(昭和34年3月17日生)

取締役在任年数 1年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 (当事業年度) 17回/17回(100%)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 18,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月	当行入行	平成21年4月	当行融資統括部グループ長
平成15年4月	当行融資統括部主任業務役	平成21年9月	当行市場金融部グループ長
平成17年6月	当行福井支店長	平成25年5月	当行市場金融部長
平成19年1月	当行帯屋町支店長	平成28年6月	当行取締役本店営業部長委嘱(現任)

取締役候補者の選任理由

成瀬 洋氏は、営業店長、融資統括部グループ長、市場金融部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。これまでの経験および実績から、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者番号 6

※
た むら
田 村
しのぶ
忍

(昭和34年4月9日生)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月	当行入行	平成24年4月	当行徳島支店長
平成16年6月	当行八幡浜支店長	平成26年6月	当行融資統括部長
平成19年1月	当行赤岡支店長	平成29年4月	当行地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長 (現任)
平成21年9月	当行総務部グループ長		

取締役候補者の選任理由

田村 忍氏は、営業店長、総務部グループ長、融資統括部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、当行の経営の強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 7

あき もと あつ し
秋 元 厚 志

(昭和26年1月28日生)

社外取締役在任年数 2年(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況 (当事業年度)23回/23回(100%)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年4月	高知県庁入庁	平成20年4月	高知県産業技術部長
平成14年4月	高知県総務部行政管理課長	平成21年4月	高知県観光振興部長
平成16年4月	高知県商工労働部副部長	平成23年4月	公益財団法人高知県のいち動物公園協会理事長
平成17年6月	高知県商工労働部産業技術委員会事務局長	平成26年4月	高知県人事委員会委員長(現任)
平成18年4月	高知県商工労働部参事	平成27年6月	当行社外取締役(現任)
平成18年8月	高知県商工労働部長		

社外取締役候補者の選任理由

秋元厚志氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる行政機関における経験に加え、公益財団法人高知県のいち動物公園協会理事長として事業全般について、健全かつ効率的な組織運営に努めるなど、豊富なキャリアと幅広い知識を有しておられます。当行の取締役会では、独立した立場から積極的に関与され、社外取締役として業務全般にわたって適切に助言および提言等を行っておられ、また社会的信用も十分であることから社外取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

招集ご通知

候補者番号 8

なが ふさ のぶ こ
永房 展子 (昭和46年1月17日生)

社外取締役在任年数	2年(本株主総会終結時)
取締役会への出席状況	(当事業年度)23回/23回(100%)
所有する当行の株式の種類および数	普通株式 4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成9年4月	弁護士登録 あすか協和法律事務所	平成27年6月	当行社外取締役(現任)
平成15年4月	金融庁監督局(任期付職員)	平成28年4月	小松綜合法律事務所 弁護士
平成17年7月	隼あすか法律事務所 弁護士	平成28年11月	琴平綜合法律事務所 弁護士(現任) (旧小松綜合法律事務所)
平成26年10月	日本証券業協会 法務参事(現任)		

社外取締役候補者の選任理由

永房展子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と知見ならびに高い法令遵守の精神を有しておられます。当行の取締役会では、独立した立場から積極的に関与され、社外取締役として業務全般にわたって適切に助言および提言等を行っておられ、また社会的信用も十分であることから社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任の取締役候補者であります。
3. 秋元厚志および永房展子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 永房展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を変更いたしました^{きたがわのぶこ}が、弁護士業務を北川展子(旧氏名)で行っております。
5. 秋元厚志および永房展子の両氏は、現に当行の社外取締役であります。その在任期間は、本株主総会終結の時をもってそれぞれ2年となります。なお、両氏が原案どおり再任され就任したときは、当行は引き続き金融商品取引所の定めに基づく独立役員をそれぞれ継続する予定であります。
6. 当行は、社外取締役候補者 秋元厚志および永房展子の両氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、両氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類
連結計算書類

監査報告書

＜ご参考＞社外役員の独立性に関する判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

1. 当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
2. 当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
3. 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
5. 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
6. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
7. 当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
8. 次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記1.～7. に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、5年以内

（注2）主要な取引先とは、支払額または受取額が売上高の1%以上

（注3）多額とは、年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

第5号議案 ▶ 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬型ストックオプション」により構成されていますが、本議案は、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと思います。

本制度は、当行の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬（「役位給」および「本人給」）の限度額（年額132百万円以内。ただし、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成30年3月末で終了する事業年度から平成33年3月末で終了する事業年度までの4年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当行の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、当行は、同じ第128期定時株主総会において、当行取締役の報酬枠とは別枠として、当行取締役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額18百万円を上限とする旨および当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、新株予約権にかかる取締役の報酬枠を廃止することといたします。

また、第4号議案「取締役8名選任の件」が原案とおり承認可決され、第6号議案「取締役7名解任の件」が否決されますと、本株主総会終結の時をもって、本制度の対象となる取締役の員数は6名（社外取締役を除いております。）となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当行が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご参照ください。

(2) 当行が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は4年間とし、当行は、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に、金72百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。

本信託は、当行が信託した金銭を原資として、当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

注：当行が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当行株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金54百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（3）①のポイント付与および後記（4）の当行株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当行株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 各取締役が付与される当行株式数の算定方法と上限

①各取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当行は、当行取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当行が定める所定の日に、役員および当期純利益より決定される業績達成度に応じて、ポイントが付与します。

ただし、当行が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり20,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当行株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当行株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当行株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に10（ただし、当行株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当行株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、第2号議案「株式併合の件」が原案とおり承認可決されたと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当行株式1株となる予定です。

(4) 取締役に対する当行株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当行株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当行株式については、本信託内で売却換金したうえで、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】平成29年5月12日付適時開示（抜粋）

「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

株式会社高知銀行（頭取 森下勝彦）は、本日開催の取締役会において、当行取締役に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成29年6月27日開催予定の第137期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当行の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬型ストックオプション」により構成されていますが、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するものです。

本制度は、当行の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬（「役位給」および「本人給」）の限度額（年額132百万円以内。ただし、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成30年3月末で終了する事業年度から平成33年3月末で終了する事業年度までの4年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当行の取締役に対して支給するものです。

本制度の導入については、本株主総会で、ご承認が得られることを条件とします。

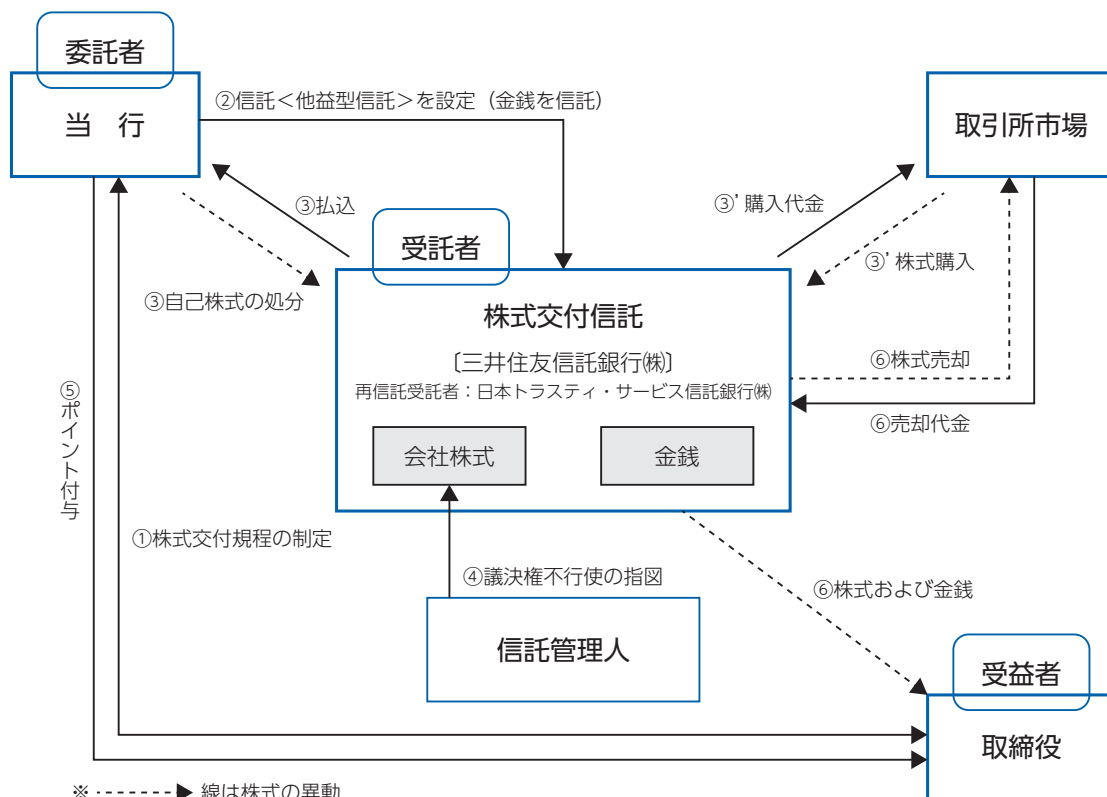
なお、当行は、同じ第128期定時株主総会において、当行取締役の報酬枠とは別枠として、当行取締役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額18百万円を上限とする旨および当該新株予約権の具体的な内容についてご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会において本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、新株予約権にかかる取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当行が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ①当行は取締役を対象とする株式交付規程（以下「本規程」といいます。）を制定します。
- ②当行は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（「本信託」）。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④信託期間を通じて本規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当行から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当行株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤本規程に基づき、当行は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥本規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ本規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当行は、後記（7）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当行株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（5）のとおり、当行が拠出する資金を原資として、当行株式を取得いたします。

(3) 信託期間

信託期間は、平成29年8月（予定）から平成33年9月（予定）までの約4年間といたします。ただし、後記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初信託期間は4年間とし、当行は、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に、金72百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。

本信託は、当行が信託した金銭を原資として、当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

注：当行が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当行株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金54百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与および（7）の当行株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当行株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当行株式の取得方法

本信託による当初の当行株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当行からの自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当行株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（４）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当行株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当行は、当行取締役会で定める本規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の当行が定める所定の日に、役位および当期純利益により決定される業績達成度に応じてポイントを付与します。

ただし、当行が取締役に付与するポイントの総数は、１事業年度当たり20,000ポイントを上限とします。

(7) 各取締役に對する当行株式の交付

取締役は、上記（６）で付与を受けたポイントの数に応じて、後記の手續に従い、当行株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当行株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に10（ただし、当行株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当行株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、別に本株主総会において株式併合議案が原案とあり承認可決されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、１ポイントは当行株式1株となる予定です。

各取締役に對する当行株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当行株式については、本信託内で売却換金したうえで、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当行株式に係る議決権は、当行から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当行株式については、全て当行が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ本規程および信託契約に定めることにより、当行と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

<株主提案（第6号議案および第7号議案）>

第6号議案および第7号議案は、株主様1名（以下「提案株主様」といいます。）からのご提案によるものであります。なお、提案株主様の議決権の数は310個であります。

各議案の「提案内容」および「提案理由」は、提案株主様から提出されたものを記載しております。

第6号議案 ▶ 取締役7名解任の件

提案内容 以下の取締役の解任を求める。

- 1、取締役頭取 森下 勝彦氏
- 2、専務取締役 植田 茂氏
- 3、常務取締役 和田 廣男氏
- 4、常務取締役 海治 勝彦氏
- 5、 取締役 成瀬 洋氏
- 6、 取締役 秋元 厚志氏
- 7、 取締役 永房 展子氏

2、提案理由

(1) 取締役頭取 森下 勝彦氏の解任を求める。

- ①2014年11月8日付け週刊東洋経済誌掲載文中に、全国の銀行役員報酬が掲載された。上から数え元高銀会長伊野部重晃氏が金1億2800万円の堂々の5番目。奇しくも伊野部元会長在任中に高銀資本率低下が起こり、銀行の資本率を上げる為、政府から150億円の公的資金注入により資本率を膨らませたもの、世間では半人前の銀行になった。その後、株主は悲惨である。2年間無配当、現在やっと「年2円50銭という雀の涙ほど」の配当に苦しんでいる。公的資金注入は役員の重大な経営責任、失敗を株主に押し付け、まさに役員天国高銀である。

株主総会参考書類

招集し通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

②平成26年4月15日現在土佐電気鉄道（株）の有価証券報告書では、高銀から土電への融資は合計金額8億4千7百40万円とある。また、高知県交通への融資額は約2億円とある。2社で約10億4千7百40万円の貸付となる。債務超過状態にある両社に対し融資の実態は公表してない責任を問う。

(2) 専務取締役 植田 茂氏の解任を求める。

解任理由以下

①平成26年4月28日に開催された「中央地域公共交通再構築検討会」で検討された件は、高銀株主総会で一度も審議されてなく「高知県高知市を含む関連市町村の議会において新会社（とさでん交通）に対する出資金10億円が議会で議決されたら、債権放棄に同意する旨の停止条件付文書を作成した。

②その同意書を平成26年5月28日付けで土電社長・高知県交通社長あてに高銀取締役田中克典氏が提出した。株主より前記検討会の議決が優先し、株主無視の債権放棄を約束する行為こそ株主に対する背任行為である。

③2013年3月末の資料によると「土電14億8千万円の債務超過。県交通20億1千万円」の債務超過状態にある事実を役員として知っていたにも拘らず何ら対応策を講じてない。

④150億円の公的資金が注入された半人前高銀が、政府に借入金の返済の努力もせず、加えて合理的説明ができない債権放棄に「いそしむ役員」は不要。

(3) 常務取締役 和田 廣男氏の解任を求める。

解任理由以下

①雑誌「選択」平成28年11月号掲載文によると、年間売上高五十億弱で毎期のように経常損失や純損失が続く。そんな財務内容でありながら「四銀－高知県－土電」というトライアングルの中で、かろうじて経営破綻を免れていると書かれた土電問題は高銀も関係者。

②旧土電約45億円・県交通約30億円の累積赤字合計金額約75億円

③6行金融機関で26億円から28億円の債権放棄

④県と沿線12市町村で統合新会社「とさでん交通（株）」に計10億円を出資

⑤2社の借入金37億円の負債を引き継ぎ、上記新会社を創立。公的整理にせず、多額の債務を残したまま私的整理を選択

⑥しかし、株主の平成28年5月28日森下頭取に提出した総会事前質問状による指摘で、高銀は平成28年6月24日に「元土電社長」に保証債務履行請求事件を提起し、金3億5132万4000円の返済を要求。債権回収に消極的な役員 of 怠慢行為である。

(4) 常務取締役 海治 勝彦氏の解任を求める。

解任理由以下

①平成27年2月19日高知地方裁判所に対し土佐電気鉄道（株）清算人他1名から特別清算手続開始申立書が代理人弁護士から提出されている。高銀は3億5132万4000円とある。この件についての債権放棄も株主は「かやの外」こんな高額な債権放棄が役員会だけで決定出来るなら株主総会開催の意味は無い、株主は役員に対し経営を白紙委任してはいない。株主に対する背任行為である。

②元土電社長の土佐電の代理人弁護士準備書面で「元土佐電の特別清算手続に関し被告への不告知、不参加のまま土佐電に対して巨額の債務免除がなされている模様であると指摘されている。」重大な瑕疵があると書かれている。株主に対する合理的説明が株主総会でも全くない。株主を無視続け、巨額の債権を次から次へと「債権放棄にいそしみ」雀の涙ほどの株主配当金でごまかすような、役員は不要。また役員を総会前に変更する行為。

(5) 取締役 成瀬 洋氏の解任を求める。

解任理由以下

①成瀬氏は本店営業部長である。高銀が公的資金注入された半人前銀行であるとの自覚の欠如、また債務超過に陥っている土佐観光施設(株)への融資継続等。

②平成28年5月28日付けで第136期株主総会事前質問状を頭取森下氏に送付した。内容は（株）四銀が平成28年3月10日付けで高知地方裁判所に土電元社長に対し訴訟物の価額金8億1938万8172円と貼用印紙額金248万円の大金を消費して保証債務履行請求事件を提起、従たる個人保証人に対して高額な貸付金の回収を開始したことを警告した。

③土電元社長（本人からの書面）によると高銀は土電元社長に対し約3億5千132万4千円の保証債務履行請求が出来る。株主にこの件を指摘され平成28年6月24日付けで、やっと高知地方裁判所に対し訴状提出。四銀は平成28年3月10日付けでの訴訟提起。不良債権回収に対する危機管理意識が全くない。営業部長成瀬氏の解任を求める。

(6) 取締役 秋元 厚志氏の解任を求める。

解任理由以下

- ①2013年12月末日の土電に対する高知銀行債権残高は金8億4740万円である。保全率55,6パーセントで計算すれば信用残高は3億7661万4千円となる。つまり6行で債権放棄する26億円から28億円の高銀負担金額は約3億7千万となる。公的資金受入会社がこんな大金を「溝へ捨てる」のである。株主の資本金は産業廃棄物ではない。役員責任を問う。
- ②中央地域公共交通再構築スキーム案の検討に関する資料には金融機関に検討いただきたい支援内容
1、両社（土電・県交通）合計で約26億円から28億円の債権放棄
2、事業再生途上の会社に対する適正な金利の設定
3、その他、新会社が安定した経営基盤を確立するための必要な支援とある。

結語 いつから高知銀行は県民の足を守るNPO支援団体に衣替えしたのか疑問です。定款変更をしたのですか疑問です。いくら秋元氏が高知県商工労働部長経験者としても、その知見を活用せず株主を無視する会社役員は不要である。

(7) 取締役 永房 展子氏の解任を求めます。

解任理由以下

- ①永房 展子氏は弁護士として、また金融監督局（任期付職員）経験者として業務の適化確保・コンプライアンス遵守・資産損失の危険性管理・取締役の職務執行の効率化など、行員・株主側からも期待を一身に受け就任した。
- ②平成29年1月23日以前から何度も頭取・岩崎文明常勤監査役に対し土電問題を警告または監査役に対し調査権発動を申し入れた。
- ③

しかしながら、役員・監査役達は「凍り付いた石像」の如く全く動かなかった。仕方なく株主自ら永房氏の古巣である。「金融庁長官に対し上申書を提出」した次第。役員・監査役体制が充実している高知銀行が、監査役の仕事まで、無給である一株主に代行させている。監査役・社外取締役の職責は皆無に等しい。高銀株主は哀れな存在である。また総会前に松岡取締役の退任を認め、役員任期を全うしない行為を容認した。取締役 永房 展子氏の解任を求めます。

[第6号議案に対する取締役会の意見]

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当行の取締役全員は、解任決議がなされない場合であっても、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役頭取 森下勝彦、専務取締役 植田 茂、常務取締役 和田廣男、海治勝彦、取締役成瀬 洋、秋元厚志、永房展子の7氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など当行の発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会としては、各取締役について解任すべき理由はないと考えますので、本議案に反対いたします。なお、第4号議案のとおり専務取締役 植田 茂氏は、本株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されます。

第7号議案 ▶ 監査役4名解任の件

提案内容 以下の監査役の解任を求める。

- 1、常勤監査役 岩崎 文明氏
- 2、 監査役 山田 浩氏
- 3、 監査役 斎藤 照夫氏
- 4、 監査役 府川 一氏

(1) 常勤監査役 岩崎 文明氏の解任を求める。

解任理由以下

①岩崎 文明氏は資産査定統括部・資産管理部・与信管理部長・融資統括部長・高銀取締役監査部長委託など役職経歴は豊富である。

しかし、過去の役職経歴は現行職種に全く反映されていない。

②平成29年1月23日監査役宛に文書を送付し「監査役に調査権発動」を求めた。監査役の責務は「当該株主に聞き取り調査をすべきであり、決して違法行為ではない。むしろ積極的に調査をし、実態を解明することこそが監査役の本務である。」

③主たる債務者土電には一度も債権回収を取締役会に進言せず個人から四銀・高銀2社で約13億3千万の債権回収を図ることこそ無謀な策である。平成29年2月4日で裁判は結審している。遅延損害金含め毎年17%の高利子がつく。直ちに債権回収に着手しなければ、すぐ5億円になる金額である。

④残された回収方法は土電に請求するか、役員全員が支払うしか解決はなく債権放棄は選択肢にない。債権回収をしない監査役は不要。

(2) 監査役 山田 浩氏の解任を求める。

解任理由以下

①山田 浩氏は財務省四国財務局出身で金融関係豊富な知識を買われ監査役に就任した。

②しかし、金融庁長官は「地方銀行再編」と「地域の活性化に役立つ」銀行を強く望んでいる。決して「株主軽視とNPO団体的な動きをする銀行」を是としている訳ではない。県民の足の確保については県庁・知事など行政が考えるべき事項である。

③監査役山田 浩氏の紹介では、「直接企業経営に関与された経験はないが長年にわたる財務行政における豊富な経験と知見を有している」とある。しかし、高銀はとさでん交通に対する「短期借入金約30億円の高銀分」流動負債の問題。債務超過に陥っている土佐観光施設(株)への約1億3百72万円不良債権問題など課題は山積している。

株主から監査実施方を強く要請されても、調査権発動はなく、債権放棄をはじめ数々の問題に対する危機管理対応が拙劣である。監査役として職責を果せない監査役は解任する。

(3)

監査役 斎藤 照夫氏の解任を求める。

解任理由以下

①監査役 斎藤 照夫氏は高銀の人物紹介文では警察行政において要職を歴任し、業務執行の監査に求められる判断力、識見並びに高い法令順守の精神を有する社外監査役として就任しているが適任者とは認められない。また株主から指摘され、慌てて元土電社長に対し、裁判を起こした経緯がある。

②監査役に求められる判断力、財務会計上の識見並びに高い法令順守の精神を有する適任者とは認められない。債権回収が著しく遅延することは株主に対する背任行為であるからだ。融資元金に高金利がかさみ益々回収不能に陥る案件を積極的に解決しようとする姿勢が認められない。以上の理由で解任を求める。

(4) 監査役 府川 一氏の解任を求める。

解任理由以下

①監査役 府川 一氏は税務署長や税理士として税務行政経験豊富な方である。しかし以下の財務状況や会社運営また高銀の債権回収問題を重視していない。

ア、旧土電約45億円・県交通約30億円の累積赤字合計金額約75億円

イ、6行金融機関で26億円から28億円の債権放棄

ウ、県と沿線12市町村で統合新会社に10億円を出資。

エ、2社より残された金37億円の負債を引き継ぎ、新会社「とさでん交通(株)」を創設、残存する多額の負債に対し公的整理せず私的整理を選択

株主総会参考書類

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類
・
連結
計算
書類

監査
報告
書

オ、しかし、平成28年5月28日付で株主が森下頭取あてに提出した総会事前質問状の指摘により、高知銀行は平成28年6月24日に「元土電社長」に対し金3億5132万4000円保証債務履行請求事件を提訴。一連の不作為は役員の怠慢行為。

②監査役として、上記問題を放置して事態を一層深刻化させた。監査役としての専門性は無く、その適性は認められない。

[第7号議案に対する取締役会の意見]

取締役会としては、本議案に反対いたします。

監査役 岩崎文明、山田 浩、齊藤照夫、府川 一の4氏は、監査役就任以来、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言および提言等を行い、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会としては、各監査役について解任すべき理由はないと考えますので、本議案に反対いたします。

(会社注)

I. 上記のほか、提案株主様の株主提案通知書に記載されている内容は、次のとおりであります。

通知書（株）高知銀行取締役会殿

提案株主は本日（株）高知銀行に対し、会社法303条と305条で定められている少数株主権としての株主提案権を行使する。提案株主の株数は31万株である。

順番は以下のとおりである。

- (1) 議題提案権
- (2) 議案提案権
- (3) 議案通知請求権

(1) 議題提案権の行使 本年は（取締役解任7件）と（監査役解任4件）である。

「下記に会議の目的を列挙し請求する。」（前記第6号議案および第7号議案のとおり。）

(3) 議案通知請求権

上記事項はすべて議題につき株主が提出しようとする議案の要領をまとめたものである。よって今年開催される第137期開催予定の株主招集通知に記載または記録することを請求する。

II. 提案株主様の株主提案通知書に記載されている内容につき、次のとおり変更しております。

1. 当行役員氏名以外の個人氏名を削除

以上

株主総会参考書類

種類株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 ▶ 株式併合の件

株主総会参考書類6頁から7頁に記載の第2号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

第2号議案 ▶ 定款一部変更の件

株主総会参考書類8頁に記載の第3号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上

第137期事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国の経済は、政府の経済対策や企業収益の改善により、雇用・所得環境は改善が続きました。また、個人消費の一部に弱さがみられ、設備投資は一進一退の動きが続いたものの、公共投資や住宅投資は底堅く推移し、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、雇用・所得環境は底堅く推移したほか、個人消費は一部に弱さが残るものの、公共工事や住宅投資は高水準で推移しており、全体では緩やかに回復しつつあります。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中15億円減少して、期末残高は9,000億円（前期末比0.17%減）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中64億円増加して、期末残高は6,887億円（前期末比0.94%増）となりました。

また、有価証券は、期中53億円増加して、期末残高は3,132億円（前期末比1.72%増）となりました。

損益面では、経常利益は前期比4億81百万円減少して28億83百万円（前期比14.31%減）、当期純利益は同8億14百万円減少して21億13百万円（前期比27.82%減）となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済は緩やかに持ち直しつつあるものの、中長期的にみれば、人口減少による経済規模の縮小や少子高齢化の進展といった構造的な課題を抱えており、依然として厳しい状況が続くものと想定されます。

こうしたなか、当行は地域金融機関としてお客様の立場に立ち、コンサルティング機能の発揮やソリューションの提供に誠実に取り組み、良質な金融サービスを提供することで、地域経済の活性化につながる地方創生に貢献してまいりたいと考えております。

地域の発展のために地域とともに最も汗を流す『ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク』として、地域の皆様と互いの理解を深めあう“face to face”の営業を展開し、重要な経営課題である「収益力の強化」と「資産運用の効率化」の実現に向けて、役職員が一丸となって全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、従来にも増して、温かいご支援と変らぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	8,922	9,062	9,016	9,000
定期性預金	5,909	5,951	5,720	5,430
その他	3,013	3,110	3,295	3,570
貸 出 金	6,597	6,752	6,823	6,887
個人向け	1,043	1,039	1,050	1,083
中小企業向け	3,734	3,838	3,914	4,051
その他	1,819	1,874	1,858	1,752
商 品 有 価 証 券	11	—	2	4
有 価 証 券	3,019	3,090	3,079	3,132
国 債	1,253	1,200	1,036	887
その他	1,766	1,889	2,043	2,245
総 資 産	10,028	10,414	10,456	10,821
内 国 為 替 取 扱 高	32,268	32,430	33,577	31,083
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 179	百万ドル 200	百万ドル 279	百万ドル 265
経 常 利 益	百万円 3,550	百万円 4,883	百万円 3,365	百万円 2,883
当 期 純 利 益	百万円 3,034	百万円 3,800	百万円 2,928	百万円 2,113
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 27.78	円 銭 35.35	円 銭 26.81	円 銭 18.91

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
- なお、自己株式数は、控除して算出しております。

事業報告

招集ご通知

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	903人	902人
平均年齢	40才 10月	41才 0月
平均勤続年数	18年 0月	18年 4月
平均給与月額	379千円	387千円

	当年度末		前年度末	
	本部部門	営業店部門	本部部門	営業店部門
使用人数	243人	660人	242人	660人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
高知県	59	(0)	59	(0)
愛媛県	6	(0)	6	(0)
徳島県	3	(0)	3	(0)
香川県	1	(0)	1	(0)
岡山県	1	(0)	1	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
東京都	1	(0)	1	(0)
合 計	72	(0)	72	(0)

- (注) 平成29年6月19日にて、「県庁支店」をブランチ・イン・ブランチ（一つの建物内で2つの店舗が営業を行う）方式にて本町支店内に移転開設いたしました。この移転開設により店舗の拠点数としては71拠点となっております。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

- 当年度新設営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

設置場所	所在地
エースワン 秦泉寺出張所	高知県高知市中秦泉寺80番1

- ハ 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 平成29年6月16日の営業終了をもって、店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所廃止いたしました。

設置場所	所在地
県庁西庁舎出張所	高知県高知市丸ノ内一丁目7番52号

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設備投資の総額	884百万円
---------	--------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

- 重要な設備の新設等
1. 新設した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
こうぎん 久万川橋プラザ	高知県市	事務所	463.39	214.87	132	平成28年6月
今治支店	愛媛県市	店舗	479.20	428.82	220	平成28年9月
清水支店	高知県市	店舗用地	1,288.00	—	54	平成29年3月

事業報告

2. 売却した設備
該当ありません。

3. 改修した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
豊永社宅	高知県 長岡郡 大豊町	耐震工事	—	119.24	5	平成28年11月

(注) 豊永社宅の土地は、賃借のため敷地面積を記載しておりません。

(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社 等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 3丁目3番4号	現金整理、物品販売、 店舗警備、店舗清掃等 の業務	昭和54年 8月22日	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市知寄町 1丁目4番30号 YKSちよりビル 3F	リース業務	昭和49年 10月1日	20	45 (—)	子法人
株式会社 高知カード	高知市知寄町 1丁目4番30号 YKSちよりビル 2F	クレジットカード業務	昭和62年 8月18日	20	42.5 (37.5)	子法人

(注) 1. 上記3社が、連結子会社であります。

2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。また、セブン銀行とは、CAFIS経由方式でセブン銀行の現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の様況
森 下 勝 彦	(代表取締役) 取締役頭取	営業本部担当 営業本部長
植 田 茂	(代表取締役) 専務取締役	コンプライアンス統括部・経営統括部・人事部・ 事務システム部担当
和 田 廣 男	常務取締役	総務部・融資統括部・与信管理部・市場金融部担当 総務部長
松 岡 正 憲	取締役	市場金融部長
海 治 勝 彦	取締役	経営統括部長・コンプライアンス統括部長
三 宮 昌 子	取締役	監査部担当 監査部長
成 瀬 洋	取締役	本店営業部長
秋 元 厚 志	取締役 (社外役員)	[重要な兼職] 高知県人事委員会 委員長
永 房 展 子 (旧姓：北川)	取締役 (社外役員)	[重要な兼職] 弁護士法人 琴平総合法律事務所 弁護士 日本証券業協会 法務参事
岩 崎 文 明	常勤監査役	
山 田 浩	常勤監査役 (社外役員)	
齊 藤 照 夫	監査役 (社外役員)	
府 川 一	監査役 (社外役員)	[重要な兼職] 税理士法人 高知さくら会計 社員税理士

- (注) 1. 取締役秋元厚志および永房展子の両氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役永房展子氏は、婚姻により戸籍の氏を変更いたしましたが、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
3. 監査役山田 浩、齊藤照夫および府川 一の3氏は、社外監査役であります。
4. 社外取締役秋元厚志、永房展子、社外監査役山田 浩、齊藤照夫および府川 一の5氏は、金融商品取引所の定めに基づく、独立役員であります。
5. 成瀬 洋氏は、平成28年6月28日開催の第136期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 山田 浩、齊藤照夫および府川 一の3氏は、平成28年6月28日開催の第136期定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 監査役府川 一氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 立岩幸二、中澤雅昭および椎橋 敏の3氏は、平成28年6月28日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により、退任いたしました。
9. 当事業年度中および平成29年4月1日付けにて、次のとおり取締役の地位および担当の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
森下勝彦	取締役頭取 監査部担当	取締役頭取 監査部・営業本部担当 営業本部長	平成28年4月1日
	取締役頭取 監査部・営業本部担当 営業本部長	取締役頭取 営業本部担当 営業本部長	平成28年6月28日
	取締役頭取 営業本部担当 営業本部長	取締役頭取 監査部担当	平成29年4月1日
植田茂	専務取締役 コンプライアンス統括部・ 経営統括部・人事部担当 人事部長	専務取締役 コンプライアンス統括部・ 経営統括部・人事部・ 事務システム部担当 人事部長	平成28年4月1日
	専務取締役 コンプライアンス統括部・ 経営統括部・人事部・ 事務システム部担当 人事部長	専務取締役 コンプライアンス統括部・ 経営統括部・人事部・ 事務システム部担当	平成28年6月28日

事業報告

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

氏名	異動前	異動後	異動年月日
和田 廣 男	常務取締役 総務部・融資統括部・ 与信管理部・市場金融部担当	常務取締役 総務部・融資統括部・ 与信管理部・市場金融部担当 総務部長	平成28年11月30日
	常務取締役 総務部・融資統括部・ 与信管理部・市場金融部担当 総務部長	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	平成29年 4月 1日
海 治 勝 彦	取締役 経営統括部長	取締役 経営統括部長・ コンプライアンス統括部長	平成28年 4月 1日
	取締役 経営統括部長・ コンプライアンス統括部長	常務取締役 総務部・融資統括部・ 与信管理部・市場金融部担当	平成29年 4月 1日
松 岡 正 憲	取締役 本店営業部長	取締役 市場金融部長	平成28年 6月28日
	平成29年3月31日をもって辞任により退任いたしました。		
三 宮 昌 子	取締役 監査部長	取締役 監査部担当 監査部長	平成28年 6月28日
	取締役 監査部担当 監査部長	取締役 事務システム部長	平成29年 4月 1日

(2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
秋 元 厚 志	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および 定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を 締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低 責任限度額であります。
永 房 展 子	
山 田 浩 浩	
齊 藤 照 夫	
府 川 一	

(3) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	人 数	報酬等	定款または株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	9人	90	平成20年6月26日定時株主総会決議。 取締役の報酬年額132百万円以内（この額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まない）。 取締役報酬とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額18百万円以内の範囲で割当てる。
監 査 役	7人	37	平成20年6月26日定時株主総会決議。 監査役の報酬年額54百万円以内。
計	16人	127	

- (注) 1. 「人数」には、平成28年6月28日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名および平成29年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人分としての報酬額4名分35百万円は含まれておりません。
3. 「報酬等」には、退任役員退職慰労金は含まれておりません。
4. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、平成28年6月28日をもって退任した役員2名に対し、下記のとおり役員退職慰労金を支給しております。
- 退任監査役 2名 12,000千円
5. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。
- なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。
6. 「報酬等」には、当事業年度において費用計上したストック・オプションによる取締役7名に対する報酬額10,830千円を含んでおります。
7. スtock・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

事業報告

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 秋元厚志	1年9カ月	当期開催の取締役会23回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
取締役 永房展子	1年9カ月	当期開催の取締役会23回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 山田浩	0年9カ月	就任以降開催の取締役会17回および監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 齊藤照夫	0年9カ月	就任以降開催の取締役会17回および監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 府川一	0年9カ月	就任以降開催の取締役会17回および監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。

(注) 監査役山田 浩、齊藤照夫および府川 一の3氏は、平成28年6月28日開催の第136期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、平成28年6月28日以降に開催された取締役会または監査役会への出席状況を記載しており、開催回数が他の社外役員と異なっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

区 分	人 数	銀行からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	8人	33百万円

(注) 「人数」には、平成28年6月28日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役3名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	400,000千株
第1種優先株式	400,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	102,448千株
第1種優先株式	75,000千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,578名
第1種優先株式	1名

事業報告

招集ご通知

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,236	7.12
高知銀行持株会	4,584	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,675	3.61
四国総合信用株式会社	2,063	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,547	1.52
株式会社豊和銀行	1,474	1.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,374	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,352	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,086	1.06
株式会社近森産業	1,079	1.06

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（892,468株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 第1種優先株式

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社整理回収機構	75,000	100.00

(注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

(年度末現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成20年8月8日	平成21年8月12日
新株予約権の数		25個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 95円 資本組入額 48円	発行価格 83円 資本組入額 42円
新株予約権の行使期間		平成20年8月27日から 平成50年8月26日まで	平成21年8月28日から 平成51年8月27日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の有保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 1名	保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(年度末現在)

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		平成22年8月12日	平成23年8月8日
新株予約権の数		30個	39個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 39,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 67円 資本組入額 34円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使期間		平成22年9月1日から 平成52年8月31日まで	平成23年8月26日から 平成53年8月25日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の有保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 1名	保有者数 2名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

事業報告

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
・

監査報告書

(年度末現在)

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成24年8月7日	平成25年11月26日
新株予約権の数		61個	54個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 61,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 54,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 77円 資本組入額 39円	発行価格 142円 資本組入額 71円
新株予約権の行使期間		平成24年9月13日から 平成54年9月12日まで	平成25年12月27日から 平成55年12月26日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 3名	保有者数 4名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(年度末現在)

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		平成26年8月8日	平成27年8月7日
新株予約権の数		66個	67個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 66,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 67,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
権利行使価額(1株当たり)		1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格 127円 資本組入額 64円	発行価格 133円 資本組入額 67円
新株予約権の行使期間		平成26年8月28日から 平成56年8月27日まで	平成27年8月27日から 平成57年8月26日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	保有者数 5名	保有者数 6名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(年度末現在)

		第9回新株予約権	
発行決議日	平成28年8月9日		
新株予約権の数	114個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式	114,000株	(新株予約権1個につき1,000株)
権利行使価額(1株当たり)	1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額	発行価格	96円	資本組入額 48円
新株予約権の行使期間	平成28年8月25日から平成58年8月24日まで		
行使の条件	(注)		
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く。)	保有者数	7名
	社外取締役		—
	監査役		—

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
2. 役員が有している新株予約権には、平成29年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 山崎 慎司 指定有限責任社員 業務執行社員 秋山 範之	65百万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画に基づき、報酬の前提となる見積りの算出根拠等について適切性を確認の上審議し、会計監査人の報酬等について同意しました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 65百万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により解任するほか、監査品質や独立性等から総合的に判断し、必要がある場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決議しております。

記

1. 取締役および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- ③ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- ④ 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況および評価等についてコンプライアンス委員会および取締役会へ報告する。
- ⑤ コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
- ⑥ 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
- ⑦ 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- ⑨ 監査部は各店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- ⑩ 監査役は、取締役および職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- ② 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存および管理する。
- ③ 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
- ② リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- ③ 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る

事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。

- ④ リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- ⑤ 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- ⑥ 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- ⑦ 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部および営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- ② 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等

の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。

- ③ コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議した上で、取締役会に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行および当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- ① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行ならびに子会社各社で業務継

続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。

- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
- ② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。

7. 前号の職員の取締役からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役の職務を補助する常勤者の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- ③ 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。

8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役および職員等が監査役に報告をするための体制
- ① 当行の取締役および職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。
 - ③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。
- (2) 子会社の取締役・監査役および職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監

査役に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
- ② 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- ③ 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- ④ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ⑤ 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- ⑥ 監査役および監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な関係を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、

同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

- ① 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店の部店長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- ② 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、下記のとおりです。

記

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス委員会を5回開催し、コンプライアンス態勢について主管部署から報告を受け、審議・検証しました。コンプライアンス・プログラムの実効性をより高めるために、評価項目等を見直して取組んでおり、進捗状況等については3ヵ月毎にコンプライアンス委員会で報告を受け、検証しております。半期毎に開催する部店長会議において、頭取および担当取締役からコンプライアンスに対する訓示を行うとともに、当行グループの職員を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス・マインドの向上に取り組んでおります。

また、監査部は各部店の監査において、コンプライアンスに対する取組みの適切性について監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性についても監査を実施しております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理および効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は原則として毎月1回開催（平成28

年度は23回開催）しており、付議基準に基づいた議案について、業務執行の状況等の監督や決議を行っております。また、議事録は事務局で速やかに作成し、所管部で保管しております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理に係る事項について報告を受けるとともに、審議・検証しております。また、リスクカテゴリーごとにリスク管理プログラムを期初に策定し、機能状況については四半期ごとにリスク管理委員会で報告・検証しております。業務継続計画（BCP）やコンティンジェンシープランを随時見直すとともに、定期的に模擬訓練を行っており、今年度は安否確認システムを使用した事前通知なしの模擬訓練を実施しております。

4. 当行グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

子会社の経営管理については、経営統括部が統括しており、各子会社の業績については毎月報告を受けるとともに、業務執行についても必要に応じて報告・協議を受けております。また、

子会社のコンプライアンス・プログラムの策定には当行コンプライアンス統括部が関与するほか、プログラムの進捗状況についても3ヵ月毎に報告を受け、コンプライアンス委員会で審議しております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は社外監査役3名を含む監査役4名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査役会スタッフとして、専任者1名を配置しており、当該職員は監査役以外から指揮命令は受けない体制としております。監査役は、リスク管理委員会等の重要会議に出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。また、職務の執行に必要な費用については、担当部署で検証の上、処理しております。

6. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

反社会的勢力に関する情報について、新聞等の公知情報のほか、外部団体と連携して情報を入手しており、情報システムを活用して連結子会社間で共有の上、各種取引を行う際にチェックしております。また、新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。

計算書類

第137期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	66,802	預当座預金	900,057
現金	13,252	当座預金	36,209
預け金	53,550	座普通預金	307,414
商品有価証券	405	座通蓄預金	8,912
商品国債	306	定期預金	924
商品政府保証債	99	定期預積	535,400
金銭の信託	1,069	その他預金	7,632
有価証券	313,285	譲渡の他預金	3,564
国債	88,783	借入預金	14,720
地方債	10,606	外借	84,557
株式	116,617	外売	84,557
その他の証券	15,599	そのほか	0
貸出金	81,679	未払	0
引当	688,750	未前給	7,526
形付付越	6,031	給付	439
手貸貸	30,876	融一	1,575
手証当	566,027	の他	489
外国為替	85,815	賞与	2
外国店預け替	1,112	退職給付引当金	25
外国外店預け替	750	繰延税金負債	67
その他資産	361	再評価に係る繰延税金負債	4,925
前払費用	3,948	支払	376
未収取	58	負債の部合計	1,014,665
未入金	1,013	(純資産の部)	
そのほか	281	資本剰余金	19,544
有形固定資産	2,595	資本剰余金	16,706
建物	16,225	そのほか資本剰余金	11,751
土地	4,565	利益剰余金	4,955
リース資産	10,639	利益剰余金	21,505
建設仮勘定	62	そのほか利益剰余金	748
その他の有形固定資産	19	圧縮記帳	20,757
無形固定資産	938	繰越利益剰余金	237
ソフトウェア	647	自己株	20,519
ソフトウェア仮勘定	339	【株主資本合計】	△143
その他の無形固定資産	49	その他有価証券評価差額金	57,613
支払承諾見返	258	土地再評価差額金	6,189
貸倒引当金	1,752	【評価・換算差額等合計】	3,670
資産の部合計	△11,812	新株予約権	9,859
	1,082,187	純資産の部合計	49
		負債及び純資産の部合計	67,522
			1,082,187

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第137期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益	14,748	18,278
貸出金運用収益	10,987	
有価証券の売却利益	3,704	
預金の利息	0	
その他の受取利息	43	
役務受入の利益	13	
その他の業務収益	1,896	
その国の債権等	621	
その国の債権等	1,274	
その国の債権等	614	
その国の債権等	612	
その国の債権等	2	
その国の債権等	1,018	
その国の債権等	413	
その国の債権等	69	
その国の債権等	287	
その国の債権等	87	
その国の債権等	159	
経常費用	986	15,394
預金性預金の利息	966	
借入金の利息	2	
役務支その他の費用	17	
その他の費用	1,442	
その他の費用	108	
その他の費用	1,333	
その他の費用	336	
その他の費用	217	
その他の費用	1	
その他の費用	51	
その他の費用	57	
その他の費用	7	
その他の費用	12,214	
その他の費用	414	
その他の費用	154	
その他の費用	134	
その他の費用	9	
その他の費用	115	
経常利益		2,883
固定資産の減損		143
引当金の繰上	21	
法人税引当金	122	
当期純利益		2,739
法人税	453	
法人税	172	
当期純利益		626
当期純利益		2,113

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

計算書類

第137期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	19,544	11,751	4,961	16,712	657	237	19,010	19,904
当期変動額								
剰余金の配当					91		△546	△455
当期純利益							2,113	2,113
自己株式の取得								
自己株式の処分			△5	△5				
土地再評価差額金の取崩							△57	△57
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△5	△5	91	—	1,509	1,600
当期末残高	19,544	11,751	4,955	16,706	748	237	20,519	21,505

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△157	56,003	7,017	3,613	10,630	47	66,682
当期変動額							
剰余金の配当		△455					△455
当期純利益		2,113					2,113
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	15	9					9
土地再評価差額金の取崩		△57					△57
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△828	57	△771	1	△769
当期変動額合計	14	1,609	△828	57	△771	1	839
当期末残高	△143	57,613	6,189	3,670	9,859	49	67,522

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第137期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	67,779	預 金	899,326
商 品 有 価 証 券	405	譲 渡 性 預 金	14,720
金 銭 の 信 託	1,069	借 用 金	88,704
有 価 証 券	313,271	外 国 為 替	0
貸 出 金	685,883	そ の 他 負 債	9,642
外 国 為 替	1,112	賞 与 引 当 金	384
リース債権及びリース投資資産	6,520	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,423
そ の 他 資 産	9,608	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
有 形 固 定 資 産	16,319	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	232
建 物	4,568	繰 延 税 金 負 債	364
土 地	10,649	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,766
建 設 仮 勘 定	19	負 の の れ ん	136
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,082	支 払 承 諾	1,752
無 形 固 定 資 産	692	負 債 の 部 合 計	1,020,459
ソ フ ト ウ ェ ア	382	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	49	資 本 金	19,544
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	260	資 本 剰 余 金	16,706
繰 延 税 金 資 産	6	利 益 剰 余 金	23,217
支 払 承 諾 見 返	1,752	自 己 株 式	△143
貸 倒 引 当 金	△11,993	【株 主 資 本 合 計】	59,324
資 産 の 部 合 計	1,092,427	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,224
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,670
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△43
		【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】	9,851
		新 株 予 約 権	49
		非 支 配 株 主 持 分	2,741
		純 資 産 の 部 合 計	71,967
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,092,427

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結計算書類

第137期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		24,155
資金運用収益	14,773	
貸出金利息	10,999	
有価証券利息配当金	3,716	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	43	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	2,172	
その他業務収益	6,125	
その他経常収益	1,083	
貸倒引当金戻入益	446	
償却債権取立益	69	
その他の経常収益	567	
経 常 費 用		20,998
資金調達費用	1,023	
預金利息	966	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	55	
役務取引等費用	1,610	
その他業務費用	5,423	
営業経費	12,523	
その他経常費用	417	
その他の経常費用	417	
経 常 利 益		3,156
特 別 損 失		145
固定資産処分損失	22	
減損損失	122	
税金等調整前当期純利益		3,011
法人税、住民税及び事業税	515	
法人税等調整額	189	
法人税等合計		704
当期純利益		2,307
非支配株主に帰属する当期純利益		100
親会社株主に帰属する当期純利益		2,206

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第137期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当期首残高	19,544	16,712	21,523	△157	57,622
当期変動額					
剰余金の配当			△455		△455
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,206		2,206
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△5		15	9
土地再評価差額金の取崩			△57		△57
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△5	1,693	14	1,702
当期末残高	19,544	16,706	23,217	△143	59,324

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配分 株主持分	純資産計 合
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,045	3,613	△86	10,571	47	2,621	70,863
当期変動額							
剰余金の配当							△455
親会社株主に帰属 する当期純利益							2,206
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
土地再評価差額金の取崩							△57
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△820	57	43	△720	1	120	△598
当期変動額合計	△820	57	43	△720	1	120	1,104
当期末残高	6,224	3,670	△43	9,851	49	2,741	71,967

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎司 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 慎司 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 岩 崎 文 明 ㊟

常勤監査役 山 田 浩 ㊟

監 査 役 齊 藤 照 夫 ㊟

監 査 役 府 川 一 ㊟

(注) 監査役山田浩、監査役齊藤照夫及び監査役府川一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

株主総会は当行本店5階ホールで開催いたします。ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール
TEL：088-822-9311(代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車でお越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。